

○富士見町下水道条例

平成5年6月18日

条例第11号

改正 平成7年6月22日条例第8号

平成8年3月22日条例第4号

平成9年3月21日条例第4号

平成10年3月20日条例第10号

平成12年3月17日条例第11号

平成14年12月19日条例第35号

平成15年6月20日条例第22号

平成16年12月21日条例第29号

平成19年3月20日条例第7号

平成20年12月16日条例第27号

平成22年6月15日条例第13号

平成25年3月19日条例第11号

平成25年12月17日条例第36号

平成31年3月12日条例第10号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 公共下水道の管理(第3条—第5条)

第3章 排水設備の設置等(第6条—第12条)

第4章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等(第13条—第17条)

第5章 除害施設等(第18条—第24条)

第6章 公共下水道の使用(第25条—第28条)

第7章 使用料(第29条—第32条)

第8章 行為の許可等(第33条—第39条)

第9章 手数料等(第40条・第41条)

第10章 雑則(第42条—第45条)

第11章 罰則(第46条・第47条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、町が設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等について、法その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「汚水」という。)をいう。
- (2) 公共下水道 主として市街地における汚水を排除し、又は処理するために、富士見町(以下「町」という。)が管理する下水道をいう。
- (3) 流域下水道 もつばら公共下水道により排除される汚水を受けてこれを排除し、及び処理するために、長野県が管理する諏訪湖流域下水道をいう。
- (4) 排水区域 公共下水道により、汚水を排除することができる地域で、供用の開始を公示した区域をいう。
- (5) 処理区域 排水区域のうち、排除された汚水を流域下水道の終末処理場、又は公共下水道の終末処理場において処理することができる地域で、その処理の開始を公示した区域をいう。
- (6) 排水設備 汚水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠、その他の排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面器等及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。
- (7) 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。
- (8) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (9) 除害施設 有害な物質を含む水質の汚水が公共下水道に流入することを防ぎ、当該汚水による障害を除去するために排水設備に付帯して設ける施設をいう。
- (10) 公共汚水ます 排水設備と公共下水道管を連絡するますをいう。
- (11) 使用者 排水設備により汚水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- (12) 排水設備設置義務者 公共下水道の供用が開始された場合における排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者で、次の区分による者をいう。
  - ア 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

イ 建築物の敷地でない土地(ウに規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者

ウ 公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

(13) 水道 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道をいう。

## 第2章 公共下水道の管理

### (公共下水道の管理)

第3条 下水道施設設置の目的を効果的に達成するために、管理業務の全部又は一部を委託することができる。

### 第4条 削除

#### (汚水と雨水の分流)

第5条 汚水は、公共下水道に、雨水は公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「水質法」という。)第2条第1項に規定するものをいう。)に放流するものとする。ただし、管理者が認めた汚水に限り雨水として放流することができる。

## 第3章 排水設備の設置等

### (排水設備の設置義務及び免除等)

第6条 排水設備設置義務者は、公共下水道の供用開始の日から遅滞なく排水設備(水洗便所を除く。)を設置しなければならない。ただし、特別な事情があると管理者が認めたときは、その期間を延長し、又は免除することができる。

### (排水設備の接続方法及び内径等)

第7条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 公共下水道に汚水を排除するために設ける排水設備は、公共汚水ます又は他の排水設備等(以下「公共汚水ます等」という。)に固着させなければならない。

(2) 排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則に定めるところによる。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は同表の排水人口の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる排水管内径及び勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべ

き排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口(人)	排水管内径(ミリメートル)	こう配
150未満	100以上	1,000分の20以上
150以上300未満	150以上	1,000分の17以上
300以上600未満	200以上	1,000分の15以上
600以上	250以上	1,000分の12以上

(4) 前3号に定めるもののほか、排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、規則に定めるところによる。

(排水設備の計画の確認)

第8条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(排水設備の工事の検査)

第9条 排水設備の新設等を行つた者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を管理者に届出て検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査に合格した者に検査済証を交付する。

(既設排水施設の認定)

第10条 既設の排水施設を排水設備として使用しようとする者は、管理者の認定を受けなければならない。

2 前項の規定により管理者が認定した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(排水設備の工事の実施)

第11条 排水設備の新設等の設計及び工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、管理者が指定する者(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。ただし、町において設計及び工事を実施したとき、若しくは特別な理由により管理者が認めた場合はこの限りではない。

2 指定工事店に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(設計及び工事の受託)

第12条 町は、排水設備の新設等を行おうとする者から委託があつたときは、その設計及び工事を行うことができる。

2 町に前項の設計及び工事の委託をしようとする者は、申請書を管理者に提出しなければ

ならない。

#### 第4章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第13条 公共下水道の排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第15条において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とする。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限のものとする措置を講ずるものとする。
- (3) 野外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の出入りを制限する措置を講ずるものとする。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。

(排水施設の構造の基準)

第14条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の措置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。
- (2) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
- (3) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他暗渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。
- (4) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設ける。

(処理施設の構造の基準)

第15条 第13条に定めるもののほか、処理施設の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずるものとする。
- (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する施設をいう。以下に同じ。)は汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規

則で定める措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第16条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第17条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節する。
- (2) 沈殿池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去するものとする。
- (3) 前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持するものとする。
- (5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、廃液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置を講ずるものとする。

## 第5章 除害施設等

(公共下水道施設の保全の為の除害施設の設置)

第18条 使用者は、次の各号に掲げる基準に適合しない水質の汚水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を越え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき 5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき 30ミリグラム以下
- (4) 沃素消費量 1リットルにつき 220ミリグラム未満

(終末処理場の機能保全の為の除害施設の設置)

第19条 使用者は、次の各号に掲げる基準に適合しない汚水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないことと

されるものを除く。)を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、第7号、第8号の規定は使用者から排除された汚水を受け、富士見町が管理する終末処理場で処理することができる区域には適用しない。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第9条の4第1項各号に掲げる物質については、それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) 温度 45度未満

(5) 水素イオン濃度 水素指数5を越え9未満

(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(7) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満

(8) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 前条及び前項の規定を適用しないものについては、規則で定める。

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第20条 特定事業場からの汚水を排除して公共下水道を使用する者は、次の各号に掲げる基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。ただし、第5号、第6号の規定は使用者から排除された汚水を受け、富士見町が管理する終末処理場で処理することができる区域には適用しない。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5を越え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(5) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満

(6) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(除害施設の設置の届出)

第21条 除害施設を設置しようとする者は、あらかじめその旨を管理者に届出なければな

らない。届出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(除害施設工事の確認)

第22条 除害施設の設置者は、前条に規定する工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届出なければならない。

(水質の測定)

第23条 除害施設の設置者は、除害施設から公共下水道に排除される汚水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(報告の徴収等)

第24条 管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、除害施設の設置者から事業場等の状況、除害施設又は排除する汚水の水質に関し報告を徴し、資料の提出を求めることができる。

## 第6章 公共下水道の使用

(使用開始等の届出)

第25条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは遅滞なくその旨を管理者に届出なければならない。

2 土木、建築工事その他により汚水を排除するため、公共下水道を一時使用しようとする者は、前項の規定にかかわらずあらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(し尿排除の制限)

第26条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によらなければならない。

(特別使用許可)

第27条 処理区域外の汚水を公共下水道に排除しようとする者は、管理者に申請し、許可(以下「特別使用許可」という。)を受けなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があつたときは、流域下水道区域については流域下水道管理者と協議し、必要と認めるときは、特別使用許可をすることができる。

3 特別使用許可を受け汚水を排除することを認められた者については、この条例に定める規定を適用する。

(排水設備又は除害施設の改善命令等)

第28条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めたときは、排水設備設置義務者又は使用者に対し、排水設備若しくは除害施設の改善又は使用の一時停止等を命ずることができる。



## 第7章 使用料

### (使用料の徴収)

第29条 公共下水道使用料(以下「使用料」という。)は使用者から徴収する。

- 2 使用料は、富士見町水道事業給水条例(昭和38年町条例第17号)第23条第1項に規定するメーター点検日現在の使用水量、又は管理者が定める定例日(以下「定例日等」という。)現在の排出量により1月につき算定し、隔月毎に徴収する。ただし、管理者が別に定めたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定による月別使用量を算定する場合において、隔月定例日等に使用水量の点検をするものについては、隔月定例日等以前の各月の使用量は各月均等とみなす。
- 4 月の途中において公共下水道の使用を開始し、又は中止したときの使用料は次の各号に定めるところによる。
  - (1) 使用日数15日以内のときは、基本料金の2分の1とする。ただし、基本水量の2分の1を超過した水量については、超過料金を加算する。
  - (2) 使用日数が15日を越えるときは、1月とみなす。
- 5 一時使用の使用料は前納させることができる。この場合において使用料の積算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から使用を廃止した旨届出があつたとき、その他管理者が必要と認めるときに行う。

### (使用料の算定方法)

第30条 使用料の額は、別表第1に定める基本料金と毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、同表に定めるところにより算定した使用料の合計額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

- 2 使用者が排除した汚水量の認定は、次に定めるところによる。
  - (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、使用者の使用の態様を勘案し管理者が認定する。
  - (2) 水道水以外の水を使用する場合は、使用者は適切な場所に計量のための装置を取付け管理者が使用水量を認定する。ただし、計量のための装置の取付けが不可能な場合等は、使用者の使用の態様を勘案し使用水量を認定する。
  - (3) 製氷業その他営業にともない使用する水の量が、公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、その営業を営む者は、その旨を管理者に申告することができる。
  - (4) 管理者は、前号の申告があつたときは、その申告に基づき汚水の量を認定するもの

とする。

(資料の徴収)

第31条 管理者は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から必要な報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

2 使用者は、汚水の排出量、その他使用料の算定の基礎となる事項に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を管理者に届けなければならない。

(使用料の減免)

第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

第8章 行為の許可等

(行為の許可)

第33条 法第24条第1項に規定する行為をしようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(許可の要しない軽微な変更)

第34条 法第24条第1項で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)で前条の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であつて、同条の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。

2 令第16条に規定する行為を行おうとする者は、その旨を管理者に届けなければならない。

(占用の許可)

第35条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地、又は排水施設を占用しようとする者(以下「占用者」という。)は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について第28条の許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。

(占用の期間)

第36条 占用の期間は、3年以内とする。

2 前項の占用期間が満了し、引き続き占用しようとする場合は、当該占用期間満了の日の1月前までに管理者に届け出て許可を受けなければならない。

3 前条及び前項の規定により占用の許可を受けた者、占用の廃止、又は中止をしようとするときは、管理者に届けなければならない。

(占用料)

第37条 第35条の規定により占用の許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。

2 前項の占用料の額、及び徴収方法は、富士見町道路等占用料徴収条例(昭和31年町条例第3号)の規定を準用する。この場合において「道路等」とあるは、「公共下水道の敷地又は排水施設」と読み替えるものとする。

(占用料の減免)

第38条 管理者は、公益上その他特別の理由があるときは、占用料を減免することができる。

(原状回復)

第39条 第35条の規定により占用の許可を受けた者は、その占用の期間が満了したとき又は占用の目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、原状に回復して管理者の検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが適当でないときと管理者が認めたときは、この限りでない。

第9章 手数料等

(手数料)

第40条 手数料は、次の表に定めるところにより申請の際これを納付しなければならない。

ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、申請後に納付することができる。

区分	手数料の額
排水設備計画確認手数料	1件につき 4,000円
排水設備設計手数料	工事費に1,000分の20を乗じた額
排水設備指定工事店指定手数料	1件につき 20,000円
排水設備指定工事店指定更新手数料	1件につき 10,000円

(手数料の減免)

第41条 管理者は、公益上その他特別の理由があるときは、手数料を減免することができる。

第10章 雑則

(代理人の選定)

第42条 排水設備の設置義務者が町内に居住しないときは、法令及びこの条例に規定する事項を処理するために、町内に居住する者を代理人に定め、管理者に届出なければならない。

(総代理人の選定)

第43条 排水設備を共同で使用する者は、法令及びこの条例に規定する一切の事項を処理するために、その排水設備設置義務者又は使用者のうちから総代人を選定し、管理者に届出なければならない。

(異動又は変更の届け出)

第44条 排水設備設置義務者、使用者、占有者、代理人又は総代人(以下「排水設備設置義務者等」という。)は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を管理者に届出なければならない。

- (1) 排水設備設置義務者等に異動があつたとき。
- (2) 排水設備設置義務者等の住所又は氏名を変更したとき。

(補則)

第45条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第11章 罰則

(罰則)

第46条 管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第8条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等の工事を実施した者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
- (3) 第18条の規定に違反して除害施設を設置しないで基準に適合しない水質の汚水を排除した者
- (4) 第21条の規定に違反して除害施設の設置の届出を怠り、工事を実施した者
- (5) 第23条の規定による記録を怠り、又は虚偽の記録を行つた者
- (6) 第24条の規定による報告又は資料の提出を求められて、これを拒否し、若しくは怠り、又は虚偽の報告を行い、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (7) 第26条の規定に違反し、し尿を公共下水道に排除した者
- (8) 第33条又は第35条の規定による許可を受けずに当該行為若しくは占有をした者

第47条 管理者は、偽りその他不正の手段により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成7年6月22日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。  
(窒素及び燐の排除の制限に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の富士見町下水道条例第14条第1項第7号、第8号及び第15条第1項第5号第6号の規定にかかわらず、施行日前から継続して当該汚水を排除して公共下水道を使用する者で、窒素及び燐を除去するために除害施設を改良しなければならない者又は新たに除害施設を設置しなければならない者は平成9年6月30日までの間、窒素含有量及び燐含有量に関する規定は適用しない。

附 則(平成8年3月22日条例第4号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成9年4月1日(以下「適用日」という。)前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であつて、適用日から平成9年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの(適用日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの(以下「特定使用料」という。))にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る改正後の条例第25条第1項に規定する使用料に乗じる率については、なお従前のおりとする。
- 3 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前のおりの率を適用する部分は、同項に規定する特定使用料のうち、適用日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から適用日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成9年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成10年3月20日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士見町下水道条例の規程は、平成10年4月分の下水道使用料から適用する。ただし、隔月計量による平成10年3月・4月分の下水道使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月17日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月19日条例第35号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月20日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年4月1日からこの条例の施行日までの間に町長がした決定又は指定は、この条例の施行後は、管理者がした決定又は指定とみなす。

附 則(平成16年12月21日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士見町下水道条例第25条第1項及び別表第1の規定は、平成17年2月16日排出分から適用する。

附 則(平成19年3月20日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月16日条例第27号)

この条例は、平成21年2月16日から施行する。

附 則(平成22年6月15日条例第13号)

(施行期日)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日に既に存する施設で、改正後の第13条から第15条の規定に適合しない

ものについては、これらの規定は、適用しない。ただし、施行日後に改築(災害復旧工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものについては、この限りでない。

附 則(平成25年12月17日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士見町下水道条例の規定にかかわらず、隔月計量による平成26年3月及び同年4月分の下水道使用料と、平成26年4月1日から同年4月15日までの間の下水道使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月12日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1

(1使用月につき)

種別	基本使用料		超過使用料	
	排出量	使用料	排出量	使用量 1立方メートルにつき
一般汚水	10立方メートルまで	1,980円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	209円
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	214.5円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	225.5円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	231円
			100立方メートルを超える	242円

		分	
		1日排出量2,500立方メートルを超える場合	225.5円
		100立方メートルを超える分	